

防府市協働事業提案制度



平成28年12月

防府市

目 次

1	制度の概要について	1
2	提案募集に関すること	3
3	選考に関すること	6
4	事業の実施、報告・評価に関すること	8
5	スケジュール	10

1 制度の概要について

(1) 事業の期間について

単年度(4月1日～翌年3月31日)で事業実施・完了する事業のみを対象とする。

ただし、年度ごとに提案書を提出し、継続して実施することが必要と判断されたものについては、3年を限度として継続可能とする。

(2) 選考と事業実施時期について

提案書の提出年度に協働事業候補の選考、予算化を行い、翌年度から事業を実施する「次年度実施型」とする。

(3) 経費の負担について

○対象経費については市が負担する。

- ・市民提案型は1提案ごとに市が負担する額は50万円を上限とする。
- ・行政提案型は1提案ごとにその都度、市が負担する額の上限額を提示する。
(対象経費、対象外経費については下記〔表1〕、〔表2〕のとおりとする。)

〔表1〕 対象経費

費 目		内 容
1	賃金	アルバイトスタッフが業務に従事した場合の賃金等
2	報償費	事業を実施するための役務に対して支払う経費
3	旅費(交通費)	事業を実施するために必要な交通費等
4	消耗品費	事業に直接必要とされる用紙・文具等の購入費
5	印刷製本費	ポスター、パンフレット、資料等の複写費・印刷費等
6	光熱水費	事業を実施するために必要な光熱水費
7	通信運搬費	郵便料(切手・はがき)等 ※提案団体の電話代、インターネット使用料は除く
8	広告料	事業実施の告知等を新聞・雑誌等へ広告するための費用
9	保険料	講師、ボランティアスタッフやイベント参加者のための保険料
10	委託料	会場の設営など事業の一部を他に委託するための費用
11	使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品等の借料・リース料
12	備品購入費	事業を実施するために必要な備品(事業以外に転用できる家電製品等は除く)の購入に係る費用 ※原則としてリース対応が困難又は著しく不利益な場合に限定
13	その他	対象外経費以外で特に認めた経費

〔表2〕 対象外経費

費 目		内 容
1	食料費	飲食に係る費用
2	提案団体の経常経費	提案団体の経常的な活動に要する経費に該当するもの (人件費、事務所の家賃・光熱水費・修繕費等、電話代・インターネット使用料、加入団体への負担金等)
3	その他	領収書が無い等支出の根拠が確認できない経費 社会通念上、適切でないと認められる経費

(4) 協働の形態について

協働の形態は、委託(協働型委託)、補助、共催、実行委員会、事業協力とする。

形 態	内 容
委託 (協働型委託)	市が実施すべき事業のうち、地域コミュニティや市民活動団体等の専門性等に着目し、委託先を地域コミュニティや市民活動団体等に限定して実施する事業形態
補助	地域コミュニティや市民活動団体等が主体的に実施する事業に対し、市が資金を補助する事業形態(補助金、助成金、交付金)
共催	地域コミュニティや市民活動団体等と市が共に主体となり、それぞれの特性を生かして実施する事業形態
実行委員会	市が地域コミュニティや市民活動団体等と実行委員会や協議会を構成し、主催者となって実施する事業形態
事業協力	共催以外の形態で、地域コミュニティや市民活動団体等と市が、それぞれの役割分担のもと、一定期間継続的な関係で協力し合いながら実施する事業形態

2 提案募集に関すること

(1) 提案募集区分について

提案型の区分は、市民提案型（自由部門）、行政提案型とする。

市民提案型 (自由部門)	地域課題や社会的課題の解決を図るため、市民等からテーマや企画の提案、事業計画を公募するもの。
行政提案型	地域課題や社会的課題の解決を図るため、行政がテーマや企画を提案し、市民等から事業計画を公募するもの。

《区分別の主体一覧》

提案類型	テーマ設定	企画提案	事業計画
市民提案型 (自由部門)	市民等	市民等	市民等
行政提案型	行政	行政	市民等

(2) 提案者の要件について

提案者の要件 (1)～(5)すべてに該当する団体とする。

	要 件
(1)	防府市内に事務所又は活動場所のある団体
(2)	3人以上の会員で構成された組織で、責任の所在が明確であること
(3)	組織の運営に関する定款、規約又は会則等を定めていること
(4)	適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること
(5)	原則として1年以上継続して活動していること

(3) 対象事業の要件について

対象事業の要件(1)～(6)すべてに該当する事業とする。

	要 件	視点
(1)	市内で実施される公益的な事業であり、地域の課題や社会的課題について、提案団体と市が協働して実施することにより、その解決につながる事業であること。	地域課題・社会的課題の解決
(2)	市民サービスの向上が図られ、具体的な効果、成果等が期待できる事業であること。	事業効果
(3)	役割分担が明確かつ妥当であり、提案団体と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。	協働による効果
(4)	提案団体の特性（先駆性、専門性、柔軟性等）を活かした事業であること。	提案者の特性
(5)	予算の見積り等が適正であること。	予算の妥当性
(6)	上記の要件をすべて満たす事業であっても、次のいずれかに該当するときは、本制度の対象外とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 営利を目的とするもの・ 公序良俗に反するもの・ 政治、宗教又は選挙に関する活動を目的とするもの・ 施設等の建設及び整備を目的とするもの・ 法令、条例等に違反するもの・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。・ 防府市から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの	対象外事業

(4) 市民等と行政との関わり方について

<担当課の決定>

提案に向けた協議から事業担当課との関わりを持つ。提案団体から、協働事業提案制度を用いて事業を実施したいという申出があった時点で、提案団体と関係部署を協働担当課（地域振興課）が結び付け、協議の場を設定し、その提案に向けた協議の内容を踏まえて担当課を決定する。

<協議の時期>

提案団体と事業担当課は提案前、選考前、事業実施前、事業実施中、事業実施後に協議の場を持つ。

<協議の義務付け>

提案団体と事業担当課が行う協議については、提案前、選考前、事業実施前、事業実施後の協議を義務付ける。事業実施中は必要に応じて協議の場を持つ。義務付けた協議には、提案団体、事業担当課のほか、協働担当課（地域振興課）も同席し、協議の進行をサポートする。

(5) 調整役の設置について

提案団体と事業担当課のパイプ役として重要な役割を持つと考えられる調整役（協働コーディネーター）の設置の必要性については制度運用開始後に、制度の利用状況等を鑑み、判断する。

3 選考に関すること

(1) 選考手順について

提案団体からの書類を協働担当課（地域振興課）で受け付け、選考機関へ送付する。その後、提案団体と事業担当課による公開プレゼンテーションの内容を踏まえ、選考機関において審査し、協働事業候補を選考する。

(2) 選考機関について

選考機関の委員構成については、行政職員のほかに外部委員を含めた下記〔委員構成表〕のとおりとする。

〔委員構成表〕 6名

	区分	備考
(1)	学識経験者	大学教授等(協働に関する見識のある者)
(2)	市民活動団体	市外のNPO等(協働に関する見識のある者)
(3)	公募市民	市民
(4)	市職員	総合政策部長
(5)	〃	地域交流部長
(6)	〃	教育部長

(3) 審査基準について

審査項目は協働事業を選考する上で重要な視点として以下の10項目とする。

各項目5点の配点とし、総得点が6割以上を採択とする。(50点×6名=300点→180点以上が採択)

(※)複数の委員が「評価できない(0点)」とした項目があった場合は不採択とする。

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・社会的課題		地域課題・社会的課題を踏まえ、市民ニーズを的確に捉えているか。	／5
事業効果	公益性	不特定多数の市民の利益、または社会全体の利益につながるものであるか。	／5
	具体性	事業の内容や実施方法は具体的に考えられているか。	／5
	目標・成果設定	事業を行うことにより達成しようとする目標や成果は明確となっているか。	／5
協働による効果	モデル性	取り組む課題や活動内容が他の見本になるか。	／5
	役割分担	提案者と市の役割分担が明確かつ妥当か。	／5
提案者	特性	課題解決のために提案者の専門性や柔軟性等が活かされているか。	／5
	実施能力	事業を遂行する能力(事業実施に必要な知識や技術、実績・体制など)があるか。	／5
	計画性	実施スケジュールは的確に設定されているか。	／5
予算の妥当性		事業内容に照らして適正な予算の積算がされているか。	／5

合計点数 ／50

評価	高く評価できる	おおむね評価できる	普通	あまり評価できない	評価できない
点数	5	4	3	2	0

(4) 選考結果の公表について

選考委員・審査基準・選考結果について公表する。選考結果の公表に当たっては、事業名、事業内容、採否等についてホームページや市広報等で公表する。

4 事業の実施、報告・評価に関すること

(1) 事業の決定、実施について

選考後に採択事業の提案団体と事業担当課が役割分担などを確認しながら協働事業協定書を作成・締結する。

(2) 事業完了後の報告について

事業完了後は事業報告書の提出及び公開事業報告会を行う。報告会の目的はあくまで活動等のPRであり、評価は別に行う。

(3) 評価の主体・手法について

協働事業の評価は、自己評価、相互評価、第三者評価（評価委員会）の流れで行う。

ア 自己評価

自己評価は、提案団体と事業担当課それぞれが事業の課題を認識するために行う。事業を振り返り、評価点とその理由を記載する形式で評価シートを作成する。

イ 相互評価

相互評価は、提案団体と事業担当課の認識のずれを把握し、修正点や改善のための手法を探るために行う。提案団体と事業担当課それぞれが作成した自己評価シートを持ち寄って意見交換を行い、その結果を記述式の評価シートにまとめる。

ウ 第三者評価（評価委員会）

第三者評価は、事業実施に関わっていない立場から、事業を実施した立場との事業に対する評価のずれを把握し、客観的に事業を評価するために行う。提案者からの提出書類は全て評価委員会へ提出し、その内容及び事業報告会の内容をもとに評価を行う。

(4) 評価機関について

事業選考を行った選考委員会を評価機関（評価委員会）とする。

(5) 評価項目について

評価については、協働の進め方についての評価と事業の成果についての評価を行うため、評価項目を以下のとおりとする。

「協働」に関すること

- ①事業目的や解決すべき課題を共有しながら事業を進めることができたか。
- ②お互いの役割分担は適切でそれぞれが役割と責任を果たせたか。
- ③単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか。
- ④提案者の持つ特性を発揮できたか。
- ⑤対等な立場で協力して事業を行えたか。

「事業」に関すること

- ①地域課題・社会的課題の解決につながったか。
- ②事業スケジュールに問題はなかったか。
- ③市民サービスの向上等の成果は得られたか。
- ④事業の内容に対して、実施方法は適切であったか。
- ⑤効率的なコストで事業運営はできたか。

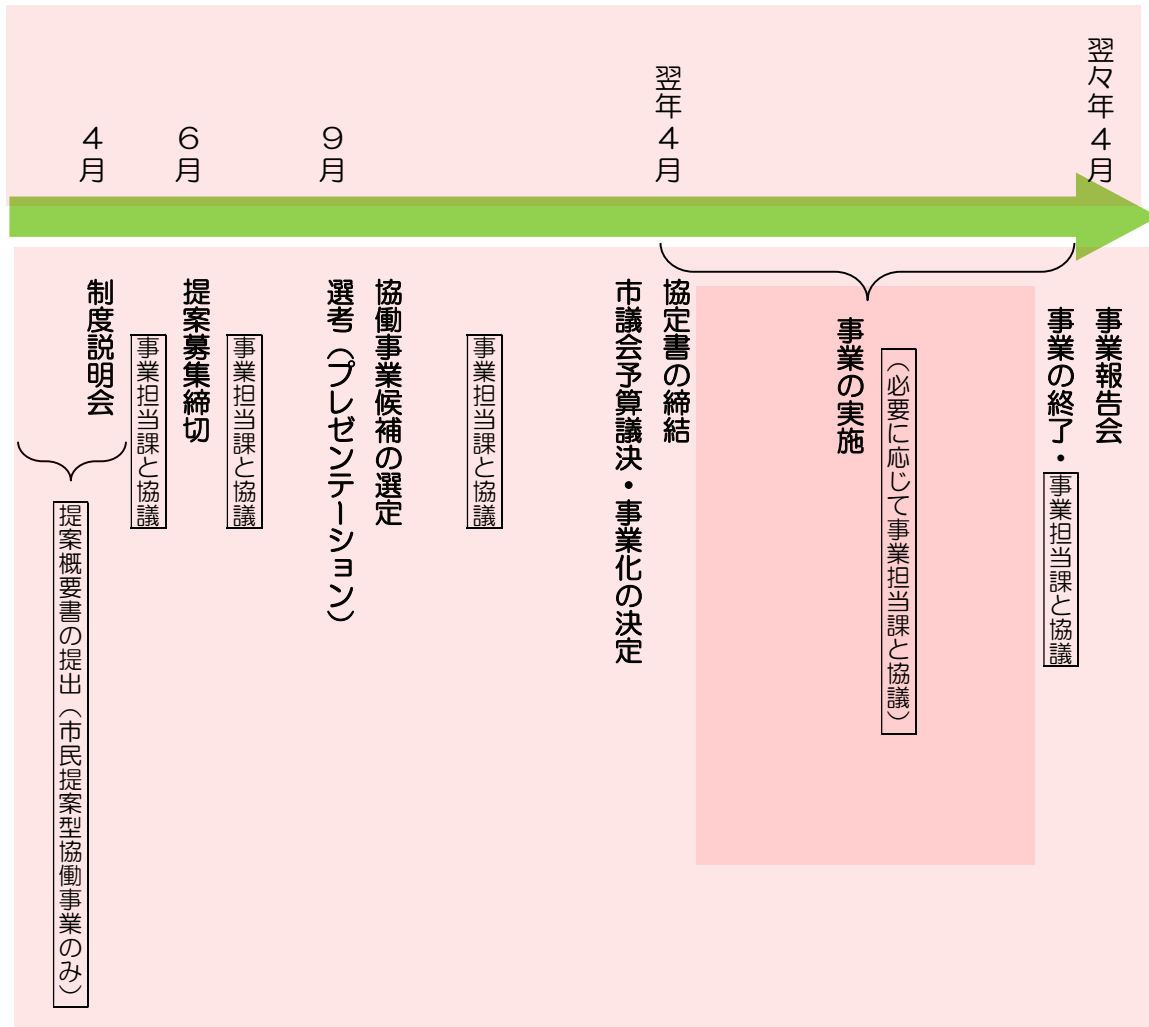
(6) 評価結果の公表について

自己評価・相互評価は非公開。第三者評価については意見書を公表する。

忌憚なく意見を交換し合い、正当な評価を行うために、自己評価及び相互評価は非公開とし、第三者評価については、市民等への情報提供と併せて、類似事業を考えている団体の参考とするため、意見書を作成し公表する。公表に際しては、事業実施者の負担感と今後の協働事業に与える効果とのバランスを考慮する。

5 スケジュール

協働事業提案制度の一般的なスケジュールは以下のとおりとする。



防府市協働事業提案制度

制定 平成28年12月

改正 平成31年 4月

住所 〒747-8501 防府市寿町7番1号地域交流部 地域振興課

電話 0835-25-2253 FAX 0835-25-2558